株主各位

名古屋市西区笹塚町二丁目41番地名 糖産業株式会社

代表取締役社長 小 島 寛 志

第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、 ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月25日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成30年6月26日(火曜日) 午前10時
- 2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号

名古屋銀行協会 5階大ホール

(昨年とは開催場所が異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)

- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第76期 (平成29年4月1日から) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第76期 (平成29年4月1日から) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任 の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬等 の額決定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に ご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.meito-sangyo.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.meito-sangyo.co.jp)に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な世界経済が追い風となるなかで、良好な雇用環境や賃上げなどにより消費が底堅く推移して、景気の回復基調が続きました。しかし、米国の保護主義的な政策や深刻な人手不足などが企業経営のリスクとして意識されて、景気の先行きには慎重な見方も残りました。

当社グループの中核事業の一つである菓子・食品の市場におきましては、消費者の高付加価値商品への需要が高まる一方で、企業間の市場獲得競争により膨らむ販売促進費などが企業収益を圧迫しました。

こうした情勢のもと、当社グループは、商品の品質向上と安全性確保のため品質管理体制の強化に引き続き注力するとともに、お客様の健康志向にお応えするハイカカオチョコレートなどの高機能商品の提供ならびに販売促進キャンペーンなど精力的な営業活動を推進してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比6.5% 増の23,565百万円となりました。営業利益につきましては、売上規模の拡大に加えて売上原価率の改善、退職給付費用の減少などにより、前連結会計年度比66.6%増の927百万円となりました。また、経常利益は営業利益の改善に加えて受取配当金などの営業外収益の増加などにより、前連結会計年度比38.0%増の1,422百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、特別利益に投資有価証券清算益16百万円を、特別損失に投資有価証券評価損197百万円、固定資産の減損損失148百万円および関係会社出資金評価損77百万円を計上しました結果、前連結会計年度比24.3%減の664百万円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

食品事業

当連結会計年度におきましては、主力の菓子部門は「お客様に喜んで戴ける商品づくり」をテーマとして商品開発を行い、「アルファベットでメッセージお届け大作戦!キャンペーン」などの販売促進活動を展開したことなどにより、売上が好調に推移して増収となりました。チョコレート類は、チョコレートの健康効果に関心が寄せられるなか、主力ブランドの「アルファベットチョコレート」や新商品の「アーモンドチョコレート カカオ73」などのファミリータイプの商品や、受託商品などが売上を伸ばして増収となりました。キャンディ類は、自社商品が健闘して増収となりました。

粉末飲料部門は、「meitoレモンティー発売40周年記念キャンペーン」やレシピ提案サイトとのタイアップ企画、増量キャンペーンなどの販売促進活動に取り組みましたところ、売上が拡大して増収となりました。

また、主として九州地区で製造・販売している冷菓部門は、受託商品が売上を落としましたが、自社商品が伸長して増収となりました。

そのほか、連結子会社の株式会社エースベーカリーは、積極的な営業施策を継続しましたところ、ケーキ類は売上を伸ばしましたが、主力のバウムクーヘン類が市場競争の激化により苦戦して減収となりました。

これらの結果、食品事業の売上高は前連結会計年度比6.5%増の20,972百万円となりました。営業利益につきましては、販売促進費や減価償却費の増加などが利益の圧迫要因となりましたが、売上高の増加や退職給付費用の減少などによる売上原価率の改善などにより、前連結会計年度比25.9%増の1,262百万円となりました。

化成品事業

酵素部門につきましては、海外を主な市場としており円安の恩恵を受けるなか、チーズ用凝乳酵素「レンネット」の売上は増加しましたが、脂肪分解酵素「リパーゼ」が苦戦して海外での売上を落とし、減収となりました。

また、薬品部門につきましては、医薬品、X線フィルムなどの原料用の「デキストラン」および乳癌転移検出用医療機器で使用される「デキストランマグネタイト」などが売上を伸ばし、増収となりました。

これらの結果、化成品事業の売上高は前連結会計年度比6.0%増の 2,278百万円となり、営業利益につきましては前連結会計年度比111.5 %増の230百万円となりました。

不動産事業

不動産事業につきましては、ゴルフ場の営業収入の増加などにより、売上高は前連結会計年度比3.9%増の315百万円となりましたが、営業利益は前連結会計年度比1.3%減の111百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は7,555百万円で、主なものは愛知 県瀬戸市の新工場建設の購入手付金などであります。これらに必要な 資金は、自己資金および金融機関からの借入金により調達いたしまし た。

(3) 資金調達の状況

当社はチョコレートの新工場建設の資金調達を目的として、取引銀行6行との間に総額13,360百万円のシンジケートローン契約を締結しております。なお当連結会計年度末における借入実行残高は5,500百万円であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、世界経済の成長を背景に景気の回復基調が続いているものの、消費者は商品価格に敏感で節約志向が根強く残っており、企業間の厳しい販売競争が続くものと懸念されます。また、食品業界におきましては、販売促進費や物流コストなどの負担が収益を圧迫する一方で、消費者の健康や安全性への志向がますます高まっており、食品の安全性確保と品質向上への取り組みが一層強く求められております。

このような状況のもと、当社グループは、安全・安心で高機能な商品を提供するとともに、売上規模の拡大や設備の更新、事業活動の効率化を進めて収益力の強化を図り、永続的な発展と企業価値の増大を目指してまいります。具体的な取り組み課題は以下のとおりであります。

*食品事業につきましては、国内では少子高齢化や人口減少が進むなかで、市場の縮小による企業間の販売競争は激しさを増しており、厳しい経営環境が続くものと予想されます。このような環境のもと、当社グループは、消費者の健康志向や高品質な商品の要

請にお応えできるよう、需要の変化を的確に捉えた商品開発と販売活動に取り組んでまいります。同時に「アルファベットチョコレート」や粉末飲料の「レモンティー」、また連結子会社である株式会社エースベーカリーの「厚切りバウムクーヘン」などの中核ブランドをさらに強化するとともに、グループ各社の連携を一段と高めて効率的な運営を行い、食品事業の拡大を目指してまいります。

また現在、本年9月の稼働を目指して、愛知県瀬戸市内にチョコレートの新工場を建設しております。新工場を確実に立ち上げ、 生産の効率化とコストの低減、品質の向上を実現してまいります。

一方、高齢化社会が進展し介護食の需要が高まるなか、栄養食品 につきましては、高齢者の健康に配慮した商品を提案して、収益 の拡大を目指してまいります。

さらに、株式会社エースペーカリーにおきましても、お客様に満足いただける商品づくりと精力的な営業活動に取り組み、販売シェアの拡大と収益力の向上に努めてまいります。

今後も当社グループは、原材料の厳選とFSSC22000に則った食品 安全マネジメントシステムの運用などにより品質管理体制を強化 して、お客様に安全で高品質な商品をお届けできますよう注力してまいります。

*化成品事業の酵素部門におきましては、主力製品であるチーズ用 凝乳酵素「レンネット」の欧米・中近東・中南米など海外市場で の販売促進を一層強化してまいります。改良次世代品につきまし ては、その付加価値を活かして販路の拡大に努めるとともに、既 存品につきましても海外主要顧客との連携を強化し、販売シェア の拡大を目指してまいります。脂肪分解酵素「リパーゼ」やリン 脂質製造酵素「ホスホリパーゼ」につきましては、新規用途開拓 および既存用途での顧客開拓を推進するとともに、主力製品以外 の製品の用途開拓に努め、販売拡大に取り組んでまいります。ま た、生産の効率化やコスト削減を進めて収益力の強化を図ってま いります。さらに「レンネット」第三世代製品の開発、「リパー ゼ」の製法と品質の改良を促進し、それらの技術や製品の早期の 実用化を目指してまいります。

薬品部門では、MRI(磁気共鳴画像)診断用肝臓造影剤『リゾビスト』の原薬「フェルカルボトラン」を始めとする磁性流体「デ

キストランマグネタイト」につきましては、癌のリンパ節転移検出用機器の普及とともに、新たな画像診断装置での利用や新規MRI造影剤の開発研究を促進してまいります。医薬品などの原料である「デキストラン」につきましては、食品用途や特殊な工業用途での販売促進、国内外での販路拡大に取り組んでまいります。また、「デキストラン」から合成した誘導体の化粧品素材や臨床検査用試薬などでの販売拡大とともに、新規機能の開発を通して新たな販路の開拓を目指してまいります。混合飼料「ヘルシーフレンド」につきましては、飼料等の適正製造規範(GMP)の確認証を取得しており、引き続き国内外での販売拡大に努めてまいります。

いずれの分野でも国内外からの安全と品質に対する要請が強まっておりますので、食品用途に関しましてはFSSC22000、医薬用途におきましては原薬GMPガイドラインに則り、生産管理、品質管理基準の向上に取り組み、事業基盤の強化に努めてまいります。

今後とも時代の変化に対応し、お客様に信頼され社会に貢献できる 企業として継続的に発展するよう、全社を挙げて努力する所存であり ます。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご指導とご支援を賜わりますよう心からお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

	区	分	第 73 期 (平成27年3月期)	第 74 期 (平成28年3月期)	第 75 期 (平成29年3月期)	第76期(当期) (平成30年3月期)
売	上	高(百万円)	20, 080	21, 390	22, 137	23, 565
経	常 利	益(百万円)	224	951	1,030	1, 422
親会する	会社株主に る 当 期 純 ラ	帰属(百万円) 利益	64	763	877	664
1 构	未当たり当	期純利益(円)	3. 86	45. 40	51. 95	39. 32
総	資	産(百万円)	51, 972	51, 807	60, 570	67, 793
純	資	産(百万円)	38, 701	38, 670	41, 019	44, 016

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
株式会社エースベーカリー	40,000 千円	100.00 %	食品の製造販売
名糖乳業株式会社	30, 000	100.00	食品の製造販売
プリンスゴルフ株式会社	20,000	100.00	ゴルフ場経営

③ 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
名糖アダムス株式会社	180,000 千円	50.00 %	食品の製造

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは食品、化成品の製造販売および不動産事業を営んでおり、主要な製品等は次のとおりであります。

事 業	主 要 製 品 等
食 品 事 業	チョコレート、粉末飲料、バウムクーヘン、ゼリー、 アイスクリーム、キャンディ、ケーキ、栄養食品
化成品事業	レンネット (チーズ用凝乳酵素)、リパーゼ (脂肪分解酵素)、デキストラン (血漿増量剤、血流改善剤等)、香料 (食品添加物)、デキストラン・サルフェート (高脂血症剤等)、デキストランマグネタイト (MRI 造影剤、医療機器材料等)、混合飼料、デキストラン鉄 (動物薬)
不動産事業	ゴルフ場の経営、不動産賃貸

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本 社 名古屋市西区笹塚町二丁目41番地

支 店 東京支店(東京都府中市)、名古屋支店(名古屋市西区)、大阪支店(大阪市福島区)、福岡支店(福岡県福津市)

工 場 名古屋工場(名古屋市西区)、枇杷島工場(愛知県清 須市)、小牧工場(愛知県小牧市)、八王子工場(東京 都八王子市)、福岡工場(福岡県福津市)

② 子会社

株式会社エースベーカリー(愛知県小牧市) 名糖乳業株式会社(福岡県飯塚市) プリンスゴルフ株式会社(福岡県宮若市)

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減数
526名	7名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員(年間平均人員192名)は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,366 百万円
株式会社大垣共立銀行	1, 547
三井住友信託銀行株式会社	1,500
株式会社中京銀行	250
株 式 会 社 福 岡 銀 行	150
株式会社三井住友銀行	150

(注) 1. 当社においては、チョコレートの新工場建設の資金の効率的な調達を行うため上記の6行と シンジケートローン契約を締結しております。当期末におけるシンジケートローン契約に係 る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

シンジケートローン契約の総額

13,360百万円 5,500百万円

借入実行残高 差引額

7.860百万円

2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変 更しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 50,000,000株

(2) 発行済株式の総数 17,265,000株 (自己株式369,035株を含む)

(3) 株主数

11,712名

(4) 大株主

		木	朱	È	È	名				持	株	数	持	株	比	率
												千株				%
名	糖	産	業	取	引	先	持	株	会		1, 1	25			6.6	6
興		和	7	侏	左	<u>,</u>	会	:	社		9	20			5. 4	5
株	式台	\ 社	三	菱厚	東 京	U	F	J 銀	!行		7	85			4.6	5
高	砂	香	料	工	業	株	式	会	社		7	53			4. 4	6
三	井(住 友	て 信	託	銀	行材	朱云	大 会	社		7	13			4. 2	2
興	和	新	斩	薬	株	寸	Ì	会	社		6	40			3. 7	9
株	式	会	社	大	垣	共	1	銀	行		6	00			3. 5	5
名	糖	i	重	輸	株	寸	Ţ	会	社		5	37			3. 1	8
あり	ハおし	ハニ	ッセ	イ同	和損	害保	:険t	朱式会	会社		4	53			2.6	8
東	邦]	瓦	斯	株	코	Ì	会	社		4	53			2.6	8

- (注)1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 - 2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変 更しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

B	氏 名		ţ	也位	なおよび担当	重要な兼職の状況	
小	島	寛	砯	代表取	締役	设社長	名糖アダムス株式会社代表取締役副社長 株式会社エースベーカリー代表取締役社長 プリンスゴルフ株式会社代表取締役社長
加	藤	重	昭	常務取約	帝役	化成品事業部長兼東京研究所長 兼八王子工場長	
三	矢	益	夫	取 締	役	業務部長兼食品開発部長	
Щ	崎		潔	取 締	役	総務部長兼経理部長	
梶	原	八	雄	取 締	役	福岡工場長	名糖乳業株式会社代表取締役社長
藤	田	欣	弘	取 締	役	営業本部長	
Щ	下	喜	郎	取 締	役		大和産業株式会社顧問
佐	野	佳	之	常勤監査	監 役		
稲	越	千	束	監査	役		公認会計士 セブン工業株式会社社外監査役
宮		博	則	監査	役		弁護士

- (注) 1. 取締役山下喜郎氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
 - 2. 監査役稲越千束氏および宮 博則氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所および 株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
 - 3. 監査役稲越千束氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 当事業年度中の役員の異動
 - (1) 平成29年6月28日開催の第75期定時株主総会において、梶原八雄氏および藤田欣弘氏は取締役に選任され、就任いたしました。
 - (2) 平成29年6月28日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって、瀧川敦志氏は任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人員	報酬等の額		
取締役	8名	75,620千円		
(うち社外取締役)	(1名)	(4,200千円)		
監査役	3名	19, 200千円		
(うち社外監査役)	(2名)	(6, 000千円)		

- (注) 1. 平成19年6月28日開催の第65期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額1億 3,000万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)、監査役の報酬限度額は年額2,400万円 以内と決議いただいております。
 - 2. 上記の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

取締役 山下喜郎

- ① 重要な兼職先と当社との関係 大和産業株式会社顧問であります。同社は、当社と原材料購入 等の取引があり、また、健康保険組合を同じくする会社でもあり ます。
- ② 当事業年度における主な活動状況 当事業年度開催の取締役会8回の全てに出席いたしました。客 観的な観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っており ます。

監査役 稲越千束

- ① 重要な兼職先と当社との関係 セブン工業株式会社の社外監査役であります。なお、当社と同 社との間には特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況 当事業年度開催の取締役会8回および監査役会10回の全てに出 席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から議案・ 審議等につき必要な発言を行っております。

監査役 宮 博則

- ① 重要な兼職先と当社との関係 該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況 当事業年度開催の取締役会8回および監査役会10回の全てに出 席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から議案・審議 等につき必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 34,000千円
- ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

34,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品 取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分でき ないため、上記①の額はこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行 状況および報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につ いて同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保する体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを 確保するための体制
 - ① 企業理念、経営基本姿勢および企業行動憲章を定め、当社企業 グループ全体にこれらを遵守する体制を敷く。
 - ② 「名糖産業グループコンプライアンスマニュアル」(以下「コンプライアンスマニュアル」という)を制定し、これに基づきコンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設け、コンプライアンス事務局および各部署にコンプライアンス責任者を置く。
 - ③ 「コンプライアンスマニュアル」の実施要領の中で、次のこと を定めて運用する。
 - ・ 企業行動憲章を役員および社員に周知徹底するとともに広く 社会へ周知する。
 - ・ コンプライアンスの理解のための教育を通じ、役員および社 員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として とらえ業務運営にあたる。
 - ・ 内部通報制度を設け、コンプライアンス違反行為が行われ、 または行われようとしていることを知った場合は、事務局ま たは社外顧問弁護士宛に通報する。(なお、会社は、通報内 容を秘守するとともに、通報者に対しては何ら不利益を受け ることがない体制を整備した。)
 - 万一問題が発生した場合は、コンプライアンス責任者が速や かに解決にあたり、内容によりコンプライアンス委員会にて 審議し、対応する。
 - ・ 違反した場合には、社内規則または取締役会において処分する。
 - ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応するものとし、反社会的勢力および団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整える。
 - ⑤ このほか、日常発生する法律問題全般に関しては、弁護士と顧問契約を結び、助言と指導を適時受けられる体制を設ける。

- (2) 損失の危険の管理に関する体制
 - ① 食品事業においては、FSSC22000に基づく食品安全マネジメントシステムの導入、ISO9001に基づく品質保証体制と「食品事故危機管理マニュアル」に基づき食品事故防止委員会を設け、化成品事業においては、「医薬品および医薬部外品の製造管理および品質管理規則(GMP)」に基づく品質保証体制のもとに、それぞれ教育訓練・システム検証等を実施し、損失の危険の管理を行う。また、有事には必要に応じ、広報・PL事故等の対応委員会を設置して全社的に対応する。
 - ② 大規模自然災害や新型感染症等の発生により会社事業に重大かつ長期にわたり影響を与える事項については、「事業継続計画 (BCP)」を定め事業中断等のリスクを可能な限り低減する体制を整える。
 - ③ 債権管理については、食品事業は営業本部の管轄の下、「販売管理規程」に基づき、各支店が必要に応じ信用調査を実施し、 化成品事業は回収リスクの高い海外との直接取引について、同事業部または経理部ができる限り貿易一般保険や銀行保証などのリスクヘッジを行い、重ねて経理部が計数的管理を行う。
 - ④ 平時においては、部門ごとに予見可能なリスクを洗い出し、そ のリスク軽減に取り組む。
- (3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 「組織規程」、「業務分掌規程」および「職務権限規程」等の社 内規則を整備し、各部門の権限と責任を明確にするとともに、 収益管理を徹底、追求する体制を整える。
 - ② 統制環境としては、代表取締役および担当取締役が出席して各事業の進捗を報告する月次決算報告会を毎月開催しており、このほか経営環境の分析、利益計画の進捗状況の把握および社内組織の整備等を目的とした各種会議を定期的に、また必要に応じ開催し、そのうち、部署長(部長・工場長・支店長等)以上で構成する会議には、代表取締役社長、担当取締役および執行役員が出席する。
 - ③ 業務の運営については、目標管理制度を導入しており、各年度 の予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門において は、その目標達成に向け具体策を立案、実行し、監視する。
 - ④ 日常の職務遂行については、「稟議規程」に基づき、稟議事項の明確化、徹底化を社内に浸透させ、重要事項については必ず決裁権者の決裁を受ける体制を整え、全社的に日々実践する。

- (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 文書等の保存については、法令・社内規則に基づき行う。
 - ② 情報の管理については、情報ネットワークに関する使用規定および運用ルールを定めており、個人情報に関しては、「個人情報保護マニュアル」を制定し、これに基づき、基本方針ならびに運用規則を定めて対応する。
- (5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社企業グループ全体のコンプライアンスは、「コンプライアンスマニュアル」に基づき、コンプライアンス委員会が統括・推進しており、グループ各社にコンプライアンス責任者を置く。また、相談・通報体制については、その範囲をグループ全体とする。
 - ② グループ各社の経営については、当社取締役が各社の取締役を 一部兼務するが、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的 な報告と重要案件についての事前協議を行い、健全性、効率性 等の向上を図る。
 - ③ 当社企業グループの財務報告の信頼性を確保することについては、「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定し、これに基づき社長を委員長とする内部統制委員会を設ける等、有効かつ適切な「内部統制報告書」を提出するための体制を整える。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に応じて、 総務部および経理部の要員がその任務にあたる。
 - ② 上記の要員が監査役の要請による任務を遂行する場合は、取締役からの独立性を確保する。
- (7) 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを知った場合は、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、監査役の要請があるときは、会社の業務および財産の状況に関して必要な報告および情報提供を行う。

なお、当社は、監査役へ当該報告をしたことを理由として不利 益な処遇を一切行わない。

- ② 代表取締役は、必要に応じ随時、監査役および会計監査人と情報の交換を行うとともに、経営に影響を及ぼす重要事項について協議する。
- ③ 監査役は、取締役会に出席し、常勤監査役は、月次決算報告会等にも出席し、取締役の業務執行を監査するとともに、経営上および事業展開上の問題点の指摘ならびに改善点の勧告を積極的に行う。また、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

7. 業務の適正を確保する体制の運用状況

当事業年度に実施した当社の業務の適正を確保する体制の主な運用状況は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス

当社は、当社企業グループ全体のコンプライアンスを統括・推進するコンプライアンス委員会を1回開催しました。当該委員会では、業務遂行上のコンプライアンス状況を審議し、必要な情報を取締役会に報告することとしております。

(2) リスク管理

食品事故防止委員会を1回開催し、重大事故の発生の防止または 重大事故が発生した場合の被害を最小限とすることを目的に、危機 管理体制強化に取り組みました。

(3) 取締役の職務執行

当社は、取締役会を8回開催し、法令や定款に定められた事項や 経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督 を行いました。また、代表取締役および担当取締役が出席する月次 決算報告会、生産報告会を毎月開催し、各事業の進捗を分析・評価 しました。

(4) 監査役の職務執行

監査役会を10回開催し、職務執行の状況について報告するとともに、監査役相互による意見交換等を行いました。また、監査役は取締役会に出席し、常勤監査役は、月次決算報告会等にも出席し、経営上および事業展開上の問題点の指摘ならびに改善点の勧告を積極的に行いました。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

科目	 金 額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12, 271	流動負債	8, 166
現金及び預金	4,605	支払手形及び買掛金	2, 534
受取手形及び売掛金	4, 834	短 期 借 入 金	150
有 価 証 券	199	1年内返済予定の長期借入金	86
商品及び製品	1,057	未 払 金	2, 924
仕 掛 品	402	未 払 費 用 未 払 法 人 税 等	1, 919 263
原材料及び貯蔵品	940	返品調整引当金	4
繰延税金資産	217	を m M を ガ コ 並 そ の 他	283
その他	37	固定負債	15, 610
貸倒引当金	△22	長 期 借 入 金	5, 727
固定資産	55, 522	繰延税金負債	6, 246
有形固定資産	18, 841	役員退職慰労引当金	7
建物及び構築物	4, 030	固定資産撤去費用引当金	210
機械装置及び運搬具	3, 356	退職給付に係る負債	2, 980
工具器具及び備品	130	その他	437
		負債合計	23, 776
	5, 080	(純資産の部) 株主資本	27, 031
建設仮勘定	6, 243	資 本 金	1, 313
無形固定資産	78	資本剰余金	76
投資その他の資産	36, 602	利益剰余金	26, 347
投資有価証券	36, 465	自己株式	△705
長期貸付金	8	その他の包括利益累計額	16, 985
繰延税金資産	2	その他有価証券評価差額金	16, 987
そ の 他	154	退職給付に係る調整累計額	△2
貸倒引当金	△28	純 資 産 合 計	44, 016
資 産 合 計	67, 793	負債・純資産合計	67, 793

連結損益計算書

(平成29年4月1日から) (平成30年3月31日まで)

科 目		金	額
売 上 高			23, 565
売 上 原 価			15, 025
売 上 総 利 益			8, 540
販売費及び一般管理費			7, 612
営 業 利 益			927
営 業 外 収 益			
受取利息及び配当	金	579	
持分法による投資利	益	64	
その	他	15	660
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	29	
固定資産除売却	損	109	
支 払 手 数	料	23	
その	他	3	165
経 常 利 益			1, 422
特別 利 益			
投資有価証券清算	益	16	16
特別 損 失			
投資有価証券評価	損	197	
減損損	失	148	
関係会社出資金評価	損	77	423
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利	益		1, 014
法人税、住民税及び事業	税	440	
法 人 税 等 調 整	額	△90	350
当 期 純 利	益		664
親会社株主に帰属する当期純利	益		664

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から) (平成30年3月31日まで)

					/ - / - /
		株	主 資	本	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1, 313	76	26, 020	△704	26, 706
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△337		△337
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			664		664
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計		_	326	△1	325
当 期 末 残 高	1, 313	76	26, 347	△705	27, 031

	その	<i>体物</i> → ∧ ⊃[
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	純資産合計
当 期 首 残 高	14, 317	$\triangle 4$	14, 313	41, 019
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△337
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				664
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2, 670	1	2, 671	2, 671
当期変動額合計	2,670	1	2, 671	2, 997
当 期 末 残 高	16, 987	$\triangle 2$	16, 985	44, 016

貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

科目	金 額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11, 127	流動負債	6, 701
現金及び預金	4, 537	支 払 手 形	250
受取手形	125	買 掛 金	1, 421
売掛金	3, 754	未 払 金	2, 893
有 価 証 券	199	未 払 費 用	1, 665
商品及び製品	1,040	未払法人税等	259
位 掛 品		返品調整引当金	4
	400	そ の 他 固 定 負 債	205
原材料及び貯蔵品	846	固定負債 長期借入金	14, 973 5, 500
繰延税金資産	198	操延税金負債	6, 194
その他	45	退職給付引当金	2, 856
貸倒引当金	△22	固定資産撤去費用引当金	210
固定資産	53, 518	その他	213
有形固定資産	17, 729	負 債 合 計	21, 674
建物	3, 581	(純資産の部)	
構築物	329	株 主 資 本	26, 148
機械及び装置	2, 481	資 本 金	1, 313
車 輛 運 搬 具	15	資本剰余金	76
工具器具及び備品	108	資 本 準 備 金	76
土 地	4, 992	利益剰余金	25, 463
建設仮勘定	6, 220	利益準備金	328
無形固定資産	71	その他利益剰余金	25, 135
投資その他の資産	35, 718	配 当 準 備 積 立 金 固定資産圧縮積立金	720 891
投資有価証券	35, 431	別途積立金	22, 200
関係会社株式	166	繰越利益剰余金	1, 323
関係会社出資金	7	自己株式	△705
長期貸付金	31	評価・換算差額等	16, 823
その他	106	その他有価証券評価差額金	16, 823
貸倒引当金	$\triangle 25$	純 資 産 合 計	42, 971
資 産 合 計	64, 646	負債・純資産合計	64, 646

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から) (平成30年3月31日まで)

科目		金	額
		317.	17, 552
売 上 原 価			10, 577
売 上 総 利 益			6, 975
販売費及び一般管理費			6, 176
営 業 利 益			798
営 業 外 収 益			
受取利息及び配当	金	595	
その	他	10	605
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	22	
固定資産除売却	損	98	
支 払 手 数	料	23	
その	他	3	147
経 常 利 益			1, 257
特 別 利 益			
投資有価証券清算	益	16	16
特別 損 失			
投資有価証券評価	損	197	
減損損	失	148	
関係会社出資金評価	損	77	423
税引前当期純利	益		849
法人税、住民税及び事業	税	425	
法人税等調整	額	△134	291
当 期 純 利	益		558

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から) (平成30年3月31日まで)

							(+-11/2.	□ /3 1/
			株	主	資	本		
		資本剰余金		利益剰余金				
	資本金					益剰余金		利益剰余金
	JC 71-312	資本準備金	本準備金 利益準備金 西		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益	合 計
当 期 首 残 高	1, 313	76	328	720	891	22, 200	1, 103	25, 243
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△337	△337
当 期 純 利 益							558	558
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計		_	_	_	_	_	220	220
当 期 末 残 高	1, 313	76	328	720	891	22, 200	1, 323	25, 463

	株主	資本	評価・換	算差額等	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当 期 首 残 高	△704	25, 928	14, 227	14, 227	40, 156
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△337			△337
当 期 純 利 益		558			558
自己株式の取得	△1	$\triangle 1$			△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			2, 596	2, 596	2, 596
当期変動額合計	△1	219	2, 596	2, 596	2, 815
当 期 末 残 高	△705	26, 148	16, 823	16, 823	42, 971

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

名 糖 産 業 株 式 会 社 取 締 役 会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柏 木 勝 広 印

指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 實 印業 務 執 行 社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、名糖産業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、名糖産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

名 糖 産 業 株 式 会 社 取 締 役 会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柏 木 勝 広 印

指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 實 印業 務 執 行 社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名糖産業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその 附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と 認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附 属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定 し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため に必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する 取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)につ いて、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必 要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部 統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべ き事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月23日

名糖産業株式会社 監査役会

常勤監査役 佐 野 佳 之 ⑩ 社外監査役 稲 越 千 東 ⑪ 社外監査役 宮 博 則 ⑪

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の経営基盤強化に向けた内部留保を図りつつ、株主の皆様に対しては安定的な配当を維持継続することを利益配分の基本とし、さらに会社業績などに応じて増配を実施する方針であります。

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金20円 総額337,919,300円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成30年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することにいたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第 459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により 行うことを可能とする旨の規定を新設するものです。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものとたしま す。

(下線は変更部分を示します。)

	(ト線は変更部分を示します。)
現行定款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号)	(商号)
第1条 当会社は、名糖産業株式会社と称する。	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的と	第2条 (現行どおり)
する。	
1. 医薬品、医薬部外品、医療用具、動物用	
医薬品、化粧品、その他化成品の製造およ	
び販売	
2. 菓子、飲料、調味食品、食品添加物、そ	
の他食品の製造および販売	
3. ゴルフ場の建設・経営	
4. 不動産の賃貸	
5. 前各号に関連および附随する一切の事業	
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当会社は、本店を名古屋市に置き、支店	第3条 (現行どおり)
の所在地は取締役会で定める。	

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほ 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほ か、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監查人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によ って電子公告による公告をすることができ ない場合は、日本経済新聞に掲載して行

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、5,000万 第6条 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定 により、取締役会の決議によって市場取引 等により、自己の株式を取得することがで きる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。 (単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主はその有する単元未満株式 | 第8条 について、次に掲げる権利以外の権利を行 使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求 をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式 の割当ておよび募集新株予約権の割当て を受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定める ところにより、その有する単元未満株式の 数と併せて単元株式数となる数の株式を売 り渡すことを請求することができる。ただ し、譲渡すべき株式を保有していないとき は、この限りでない。

亦 更 宏

(機関)

か、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会

(削除)

(3) 会計監査人

(公告方法)

第5条

(現行どおり)

第2章 株式

(発行可能株式総数)

(現行どおり)

(削除)

(単元株式数)

第7条 (現行どおり) (単元未満株式についての権利)

(現行どおり)

(単元未満株式の買増し)

第9条 (現行どおり)

現行定款 変 更 安 (株主名簿管理人) (株主名簿管理人) 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 第10条 (現行どおり) 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所 は、取締役会の決議によって定め、これを 公告する. 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿 の作成ならびに備置きその他の株主名簿お よび新株予約権原簿に関する事務は、これ を株主名簿管理人に委託し、当会社におい ては取り扱わない。 (株式取扱規程) (株式取扱規程) 第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数 第11条 (現行どおり) 料は、法令または本定款のほか、取締役会 において定める株式取扱規程による。 第3章 株主総会 第3章 株主総会 (招集) (招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこ 第12条 (現行どおり) れを招集し、臨時株主総会は、必要あると きに随時これを招集する。 (定時株主総会の基準日) (定時株主総会の基準日) 第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日 第13条 (現行どおり) は、毎年3月31日とする。 (招集権者および議長) (招集権者および議長) 第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集 第14条 (現行どおり) し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役 会においてあらかじめ定めた順序に従い、 他の取締役が株主総会を招集し、議長とな

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみ) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみ なし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 第15条 総会参考書類、事業報告、計算書類および 連結計算書類に記載または表示をすべき事 項に係る情報を、法務省令に定めるところ に従いインターネットを利用する方法で開 示することにより、株主に対して提供した ものとみなすことができる。

なし提供)

(現行どおり)

現行定款 変 更 宏 (決議の方法) (決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に 第16条 (現行どおり) 別段の定めがある場合を除き、出席した議 決権を行使することができる株主の議決権 の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項に定める決議は、 議決権を行使することができる株主の議決 権の3分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の3分の2以上をもって行う。 (議決権の代理行使) (議決権の代理行使) 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株 第17条 (現行どおり) 主1名を代理人として、その議決権を行使 することができる。 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代 理権を証明する書面を当会社に提出しなけ ればならない。 第4章 取締役および取締役会 第4章 取締役および取締役会 (員数) (員数) 第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。 第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締 役を除く。)は、10名以内とする。 (新設) 2 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。 (選仟方法) (選仟方法) 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそ 第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使する ことができる株主の議決権の3分の1以上 を有する株主が出席し、その議決権の過半 数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらな いものとする。
- 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそ れ以外の取締役とを区別して、株主総会に おいて選任する。
 - 2 (現行どおり)
- 3 (現行どおり)

(任期)

第<u>21</u>条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定 時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

2 増員または補欠として選任された取締役 の任期は、在任取締役の任期の満了する時 までとする。

(新設)

(代表取締役および役付取締役)

- 第<u>22</u>条 取締役会は、その決議によって代表取締 第<u>21</u>条 役を選定する。
 - 2 取締役会は、その決議によって取締役会 長、取締役社長、取締役副社長各1名、専 務取締役、常務取締役各若干名を定めるこ とができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第<u>23</u>条 取締役会は、法令に別段の定めある場合 を除き、取締役社長がこれを招集し、議長 となる。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、取締役 会においてあらかじめ定めた順序に従い、 他の取締役が取締役会を招集し、議長とな る。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 取締役<u>および監査役</u>の全員の同意がある ときは、招集の手続きを経ないで取締役会 を開催することができる。

変 更 案

(任期)

- 第20条 取締役 (監査等委員である取締役を除 く。) の任期は、選任後1年以内に終了す る事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。
 - 2 監査等委員である取締役の任期は、選任 後2年以内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会の終結の時ま でとする。

(削除)

- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

[21条 (現行どおり)

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 取締役の全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで取締役会を開催するこ とができる。

(取締役会の決議方法)

第<u>25</u>条 取締役会の決議は、議決に加わることが できる取締役の3分の2以上が出席し、出 席した取締役の過半数をもって行う。

2 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(新設)

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本 定款のほか、取締役会において定める取締 役会規則による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、<u>退職慰労金、</u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、取締役会の決議によって、取 締役(取締役であった者を含む。)の会社 法第423条第1項の賠償責任について、法 令に定める要件に該当する場合には、賠償 責任額から法令に定める最低責任限度額を 控除して得た額を限度として免除すること ができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役以外の取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。

変 更 案

(取締役会の決議方法)

第24条 (現行どおり)

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項 の規定により、その決議によって重要な業 務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除 く。)の決定の全部または一部を取締役に 委任することができる。

(取締役会規則)

第26条 (現行どおり)

(報酬等)

第27条 取締役の報酬<u>および</u>賞与その他の職務執 行の対価として当会社から受ける財産上の 利益は、監査等委員である取締役とそれ以 外の取締役とを区別して、株主総会の決議 によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 (現行どおり)

(削除)

(削除)

現行定款	変 更 案
(選任方法)	(削除)
第30条 監査役は、株主総会において選任する。	
2 監査役の選任決議は、議決権を行使する	
ことができる株主の議決権の3分の1以上	
を有する株主が出席し、その議決権の過半	
<u>数をもって行う。</u>	
(任期)	(削除)
第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了	
する事業年度のうち最終のものに関する定	
時株主総会の終結の時までとする。	
2 任期の満了前に退任した監査役の補欠と	
して選任された監査役の任期は、退任した	
監査役の任期の満了する時までとする。	
(常勤の監査役)	(削除)
第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監	
<u> 査役を選定する。</u>	
(監査役会の招集通知)	(削除)
第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前ま	
でに各監査役に対して発する。ただし、緊	
急の必要があるときは、この期間を短縮す	
<u>ることができる。</u>	
2 監査役全員の同意があるときは、招集の	
手続きを経ないで監査役会を開催すること	
<u>ができる。</u>	
(監査役会の決議方法)	(削除)
第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めあ	
る場合を除き、監査役の過半数をもって行	
<u>5.</u>	
(監査役会規則)	(削除)
第35条 監査役会に関する事項は、法令または本	
定款のほか、監査役会において定める監査	
役会規則による。	
(報酬等)	(削除)
第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によ	
<u>って定める。</u>	

(監査役の責任免除)

第37条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第6章 計算

(事業年度)

第<u>38</u>条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から 翌年3月31日までの1年とする。

(新設)

変 更 案

(削除)

<u>第5章</u> <u>監査等委員会</u>

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤 の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、 招集の手続きを経ないで監査等委員会を開 催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、 出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令また は本定款のほか、監査等委員会において定 める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 (現行どおり)

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459 条第1項各号に定める事項については、法 令に別段の定めのある場合を除き、取締役 会の決議によって定めることができる。

現行定款	変 更 案
(剰余金配当の基準日)	(剰余金配当の基準日)
第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月	第 <u>35</u> 条 (現行どおり)
31日とする。	
2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配	
当をすることができる。	
(配当金の除斥期間)	(配当金の除斥期間)
第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払	第 <u>36</u> 条 (現行どおり)
開始の日から満3年を経過してもなお受領	
されないときは、当会社はその支払義務を	
免れる。	
附則	附則
第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備	(削除)
置きその他の株券喪失登録簿に関する事務	
は、これを株主名簿管理人に委託し、当会	
社においては取り扱わない。 第2条 前条は、平成22年1月5日まで有効と	(削除)
し、同日の経過をもって失効する。	(日刊本)
第3条 この改正規定は平成21年6月26日から施	(削除)
行し、平成21年1月5日に溯って適用す	(13181)
<u>11 0、 </u>	
(新設)	(監査役の責任免除に関する経過措置)
(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	第1条 当会社は、第76期定時株主総会終結前の
	行為に関する会社法第423条第1項所定の
	監査役(監査役であった者を含む。)の損
	害賠償責任を、法令の限度において、取締
	役会の決議によって免除することができ
	<u>る。</u>

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、 当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役 全員(7名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取 締役(監査等委員である取締役を除く。)5名の選任をお願いするもので あります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力 発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補番	氏 (生	年	月	名 日)		ョ す る 株式の数
1	小 (昭和2	7年 6		6日生)	(重要な兼職の状況) 名糖アダムス㈱ 代表取締役副社長 ㈱エースベーカリー 代表取締役社長 プリンスゴルフ㈱ 代表取締役社長	6, 230株
	当社の内容に) 管理 二対す	部門 る深	い見識	理由) 開発部門での実務を通して、豊富な経験と当社 えを有しており、取締役の職務を適切に遂行でき 者といたしました。	
2	^{みつ} 三 (昭和3		_{ます} 益 月3	** 夫 日生)	昭和57年4月 当社入社 平成20年6月 当社総務部長 平成23年6月 当社執行役員総務部長 平成25年6月 当社取締役総務部長 平成26年6月 当社取締役総務部長兼生 産部長 平成27年4月 当社取締役総務部長兼業 務部長 平成27年6月 当社取締役業務部長兼業 務部長 平成27年6月 当社取締役業務部長兼食 品開発部長(現任)	1,600株
	当社の 内容に)管理 二対す	理部門 る深	い見識		

候補者番 号	氏 (生	年	月	名 日)	略歴、地位、	担	当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
ဘ	山 (昭和32		月 3		昭和57年4 平成20年6 平成23年6 平成27年6	月月	当社入社 当社経理部長 当社執行役員経理部長 当社取締役総務部長兼経 理部長(現任)	10, 100株
	当社の	管理部 を有し	部門 してこ	おり、	務を通して、 取締役の職務		富な経験と当社の事業内: 適切に遂行できるものと	
4		×1.	八	ぉ 雄 日生)	昭和54年4 平成19年6 平成23年6 平成29年6 (重要な兼職 名糖乳業㈱	月月月の	当社入社 当社福岡工場長 当社執行役員福岡工場長 当社取締役福岡工場長 (現任) 状況) 大表取締役社長	4, 200株
	当社の内容に	生産部対する	部門:る深い	ハ見識	理由) 開発部門で <i>0</i>	の実 り、	務を通して、豊富な経験 取締役の職務を適切に遂	
5	がじ 藤 (昭和31	た 田 年4 役候補	かけ 月 3	_{ひろ} 弘 日生)	昭和54年4 平成23年6 平成26年10 平成27年4 平成29年4 平成29年6 理由)	月月月 月月	当社入社 当社名古屋支店長 当社東京支店長 当社執行役員営業本部長 兼東京支店長 当社執行役員営業本部長 当社取締役営業本部長 (現任)	8,900株
(注)	い見識 役候補	を有し 者とし	して: いた	おり、 しまし	取締役の職務 た。	务を	電な経験と当社の事業内: 適切に遂行できるものと	判断し、取締

- (注) 1. 取締役候補者のうち当社との間に特別の利害関係を有する者は、次のとおりであります。
 - (1) 小島寛志氏は、名糖アダムス株式会社の代表取締役副社長を兼務し、当社は同社との間で原材料購入等の取引を行っております。
 - (2) その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、 当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等 委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力 発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号		略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数			
1		昭和51年4月 当社入社 平成19年4月 当社名古屋工場長 平成20年6月 当社執行役員名古屋工場 長 平成23年6月 当社取締役名古屋工場長 平成29年6月 当社常勤参与(現任) 理由) 「開発部門での実務を通して、豊富な経験 を有しており、監査等委員である取締役)				
		判断し、監査等委員である取締役候補者と				
2	※ いな こし ち づか 稲 越 千 東 (昭和24年6月15日生)	昭和50年3月 監査法人伊東会計事務所 入所 昭和55年9月 公認会計士登録 平成10年7月 同監査法人代表社員 平成23年7月 有限責任 あずさ監査法 人退所 平成24年6月 当社監査役(現任) 平成26年6月 セブン工業㈱社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) セブン工業㈱ 社外監査役	0株			
	(社外取締役候補者とした理由) 直接企業経営に関与された経験はありませんが、会計士として企業財務・法 務に精通し、企業経営に関する高い見識を有していることから、監査等委員 である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員であ る社外取締役候補者といたしました。					

候補者番 号	氏(生	年	月	名 日)	略歴、地位、担	当および重要	な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
	※ ^{みや} 宮 (昭和5	1年3	_{ひろ} 博 3月7	のり 則 日生)	平成19年9月 平成28年6月		車務所入所 (現任)	0株
3	直接の通し、る社外	主業経 企業 小取締	営経営の	関与され に関す 職務を	した理由) れた経験はあり る十分な見識を 適切に遂行でき しました。	有しているこ	ことから、監	査等委員であ

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
 - 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 稲越千東氏および宮 博則氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を 株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員と して指定し、本議案の承認可決を前提に両取引所に届け出ております。
 - 4. 当社は稲越千東氏および宮 博則氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、 監査役として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任 限度額としております。瀧川敦志氏、稲越千東氏、宮 博則氏の監査等委員である取 締役としての選任が承認された場合は、各氏との間で当該責任限定契約と同様の内容 の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、 当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、法令に 定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補 欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力 発生を条件として、平成30年7月1日に効力を生じるものといたします。 補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
みや もと しょう じ 宮 本 正 司 (昭和31年2月8日生)	昭和60年10月 監査法人伊東会計事務所入所 平成元年3月 公認会計士登録 平成17年7月 中央青山監査法人代表社員 平成19年8月 あずさ監査法人代表社員 平成22年9月 有限責任 あずさ監査法人理 事 平成26年9月 同監査法人監事 (平成30年6月30日同監査法人退所予定)	0株

(補欠の社外取締役候補者とした理由)

直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業財務・法務に精通し、企業経営に関する高い見識を有しておられることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 宮本正司氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 - 3. 宮本正司氏が監査等委員である取締役に就任された場合は、当社との間で会社法第 427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基 づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額として おります。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取 引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

第6号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬等の額決定 の件

当社は、取締役の報酬等について、平成19年6月28日開催の第65期定時株主総会において、年額1億3,000万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)とご承認いただき、今日に至っております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたしますので、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、あらためて監査等委員会設置会社に移行した後の取締役(監査等委

員である取締役を除く。)の報酬等の額を年額1億3,000万円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役7名(うち社外取締役1名)でありますが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力 発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社に移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額2,400万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

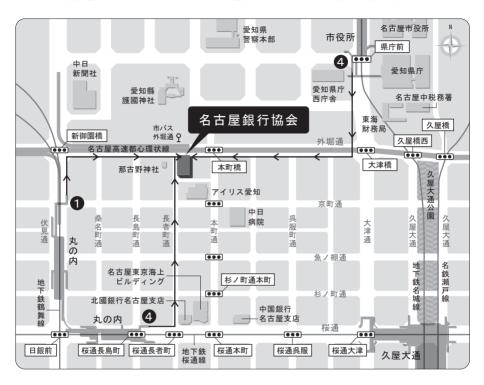
本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力 発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

	〈メ	モ	欄〉
_			
_			

株主総会会場ご案内

昨年とは開催場所が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。



【場 所】 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号 名古屋銀行協会 5階大ホール 【TEL】 052-231-7851 (代表)

【交 通】 地下鉄 桜通線「丸の内駅」 ④番出口より徒歩6分 鶴舞線「丸の内駅」 ①番出口より徒歩6分 名城線「市役所駅」 ④番出口より徒歩8分

(市バス) 名古屋駅バスターミナル (⑧番のりば) より「外堀通」下車すぐ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、公共交通機関をご利用ください。